

社会保険

# かながわ



Contents



● **日本年金機構**

短時間労働者の適用拡大／育児休業等期間中の保険料免除要件の改正

● **協会けんぽ**

被扶養者資格の再確認にご協力を／保険証の返却にご協力ください

● **社会保険協会**

ボウリング教室・大会／健康に良い料理教室／観劇のご案内～松竹 2023年 新春  
浅草歌舞伎／東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム／みかん狩り／  
「個別年金相談」のご案内 他



相模原公園のメタセコイア並木 ● 相模原市

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>

年金等の保障を手厚く！

# 短時間労働者の適用が拡大されました

多くの人にとって働きやすい環境を整え、年金等の社会保障を手厚くするために、企業や国・地方公共団体等で働く短時間労働者（パート・アルバイト）を対象とした、健康保険・厚生年金保険の適用拡大が進められています。令和4年10月からは法改正に基づき、短時間労働者の適用要件が次のように変わりました。

## 令和4年9月までの適用要件

1. 従業員（厚生年金保険の被保険者）が500人超の企業等  
※国・地方公共団体は規模にかかわらず適用
2. 1週間の所定労働時間が20時間以上
3. 月額賃金が8.8万円（年収約106万円）以上
4. 雇用期間の見込みが1年以上
5. 学生ではない

## 令和4年10月からの適用要件

1. 従業員（厚生年金保険の被保険者）が100人超の企業等  
※国・地方公共団体は規模にかかわらず適用
2. 1週間の所定労働時間が20時間以上
3. 月額賃金が8.8万円（年収約106万円）以上
4. 雇用期間の見込みが2カ月を超える
5. 学生ではない

以上の5つのすべての要件を満たすと、健康保険・厚生年金保険の被保険者として認定されるようになります。

## 被保険者になると、

ココが変わる！

- ◆ 給与から毎月、保険料が控除されます。
- ◆ 新たに加入した被保険者期間に基づき、年金が上乗せされます。  
※老齢年金・障害年金・遺族年金それぞれ支給要件があります。
- ◆ 傷病手当金や出産手当金等の医療保険の給付が受けられます。

上記の「令和4年10月からの適用要件」のすべての要件に該当する短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となりますので、年金や医療保険の切り替えに関する手続きが遅延しないようご注意ください。



## web会議サービスによる説明会を実施しています！

年金事務所では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点や、皆さまが事業所やご自宅など、遠方においても知識の習得ができるよう、web会議サービス（Microsoft Teams）を用いた各種説明会を実施しております。

説明会の開催頻度や時期については、各年金事務所によって異なります。参加を希望される方は、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

### どんな内容の説明会が行われていますか？

- (例) ・新規加入事業所や年金事務が初めての方を対象とした「事務説明会」  
・20歳になられた方とご家族を対象とした「20歳到達者説明会」  
・電子申請の導入をご検討中の事業所を対象とした「電子申請説明会」  
…など、さまざまな方々を対象とした説明会を実施しております。

### 参加してみたいのですが、どうやって参加するのですか？

管轄の年金事務所へご連絡いただき、「説明会参加申込書」をご提出ください。その後、年金事務所から参加者用のQRコード\*と当日の資料が送られてきます。参加者用QRコードを読み取りのうえ、説明会にご参加いただきます。

\*QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

# 育児休業等期間中の保険料免除要件に関する改正が行われました

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和4年10月より育児休業等期間中の保険料の免除要件が改正されました。主な改正点は、**①月額保険料** **②賞与保険料**の2点となります。

## ① 月額保険料

改正前



- 月をまたぐ育児休業を取得している場合は、当該月の保険料徴収が免除される。
- 同月内に短期間の育児休業を取得した場合は、保険料徴収が免除されない。

改正後

- 月をまたぐ育児休業を取得している場合は、当該月の保険料徴収が免除される。
- 同月内に育児休業等取得日数が14日間以上(就労予定日数を除く)ある場合は、保険料徴収(月額保険料に限る)が免除される。

【改正前】 12月 月末 1月



【改正後】 12月 月末 1月



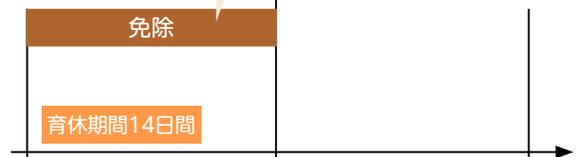
12月 月末 1月



改正

同月内に14日間以上ある場合は免除される

12月 月末 1月



## ② 賞与保険料

改正前

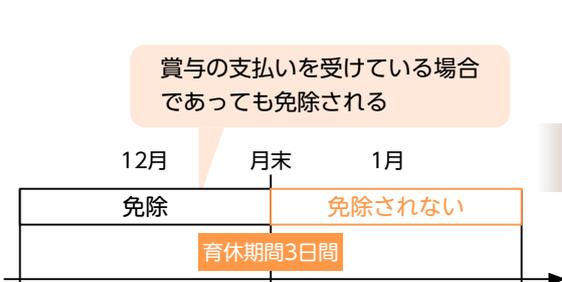


- 免除月の月額保険料および賞与保険料が免除される。
- ⇒ 賞与保険料の支払いを受けている場合であっても免除される。

改正後

- 免除月の月額保険料が免除される。
- 免除月の賞与保険料は、1カ月(暦日)超えの育児休業等を取得する場合に限り免除される。

【改正前】



【改正後】 12月 月末 1月



改正



上記の改正に伴い、「健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届」の様式が変更となっております。届出の際は新しい様式にてお手続きをしていただきますようお願いいたします。

詳しくは、日本年金機構のホームページにてご確認ください。 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

令和4年度

## 被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認するため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和4年度につきましても、以下のとおり実施いたします。

「被扶養者状況リスト」が届きましたら、**期限までに必ずご提出**をお願いいたします。  
(被扶養者資格の再確認に関しては「健康保険法施行規則第50条」で明文化されております。)



### 確認の対象となる方

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、事業主の方へ「被扶養者状況リスト」はお送りいたしません。



### 実施スケジュール

#### ◆送付時期

令和4年10月上旬から10月下旬  
にかけて順次送付

#### ◆提出期限

令和4年11月30日(水)

### 提出書類

扶養から外れる方が**いる**場合

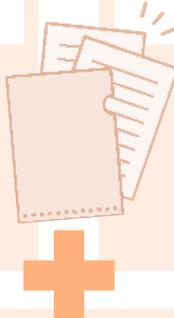
「被扶養者状況リスト」  
「被扶養者調書兼異動届」  
「該当する方の保険証」

以上3点を協会けんぽへご提出ください。

扶養から外れる方が**いない**場合

「被扶養者状況リスト」

を協会けんぽへご提出ください。



厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、以下に該当する場合、事実を証明する書類をあわせてご提出ください。

- ◆被保険者と別居している被扶養者  
→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ◆海外に在住している被扶養者  
→ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

事業主様へ  
お願い

被扶養者の異動がある場合は、その都度保険証とあわせて「被扶養者異動届」※を  
日本年金機構へご提出ください。

※詳細は日本年金機構へお問い合わせください。

# 保険証の返却にご協力ください



退職後は保険証を使わないでください。保険証の返却をお願いします。



● 従業員が退職された場合



「資格喪失届」

● ご家族が扶養から外れた場合



「被扶養者異動届」

資格喪失日または扶養から外れた日から5日以内に保険証を添付して届け出をご提出ください（ご提出先は日本年金機構です）。

※届け出に保険証の添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」に対象者の連絡先を必ずご記入のうえ提出をお願いします。



## 保険証の返却が確認できない場合

被保険者（従業員の方等）または被保険者であった方に対し、文書等で保険証を返却するよう通知しております。

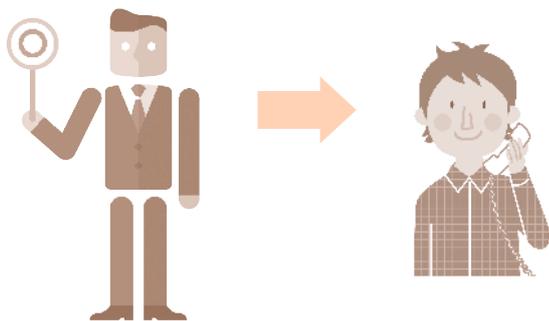
通知が届いた方は、保険証の有無にしたがって以下のとおりご対応をお願いします。

※通知は複数回お送りしているため、すでに保険証を返却している方にも、行き違いで届く場合があります。行き違いの場合はなにとぞご容赦ください。

## 通知が届いた場合の対応方法（従業員または従業員であった方）

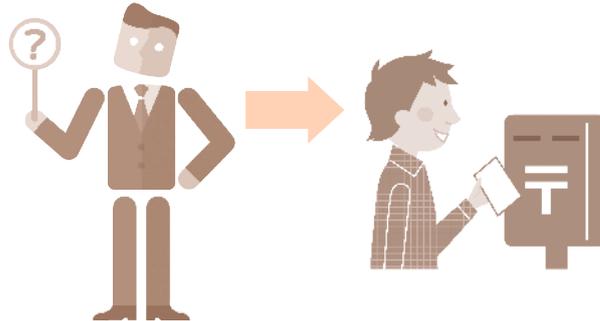
保険証を事業主等に返却している場合

協会けんぽ神奈川支部までご連絡ください



保険証がお手元にある場合

通知に同封の返信用封筒にてご返却ください



## 事業主様のご協力をお願いします

保険証の返却は、事業主の義務として法令で定められています（健康保険法施行規則第51条）。

届け出に保険証を添付できなかった場合は、事後のフォローを必ず行き、返却いただくようお願いします。

お問い合わせ先

協会けんぽ神奈川支部まで

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9階  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

☎045-270-8431(代表)

電話のお掛け間違いにご注意ください。前後の番号は協会けんぽの番号ではありませんので、お掛けにならないようお願いします。



## ボウリング教室・ボウリング大会

参加者を募集いたします

	ボウリング教室	ボウリング大会
日時	令和4年11月27日(日) 午前10時集合(時間厳守) 午前10時10分開始	令和4年11月27日(日) 午前10時45分集合(時間厳守) 午前11時開始
場所	ハマボール 横浜市西区北幸2-2-1 ☎045-311-6700	
参加資格	令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者およびその被扶養者(小学生以上)	令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者
募集人員	先着 10名 ※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。 ※親子での参加をお待ちしております。	先着 男子15名(1事業所3名まで) 先着 女子15名(1事業所3名まで) ※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。
参加費	無料	1人1,000円(当日、受付にてお支払いください)
種目	インストラクターよりワンポイントレッスンを受けながら1ゲーム楽しめます。	男・女別個人戦(2ゲーム合計点) *優勝・準優勝等
申込期間	令和4年10月24日(月)～11月16日(水)	
その他	*貸靴代は自己負担となります。 *使用レーンは事務局にて決めさせていただきます。	*教室・大会の両方には参加できません。

## 健康に良い料理教室

参加者を募集いたします

～冬の薬膳～ お正月にも使える冬の薬膳料理。ご夫婦、親子での参加もお待ちしております!

日時	令和4年12月3日(土) 9時30分～正午	料理内容	・黒米ちりめん山椒ごはん ・和風テリーヌ ・彩なます ・薬膳汁粉 ・薬膳茶
場所	ウィリング横浜 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ☎045-847-6666 ゆめおおおかオフィスタワー 10階 調理実習室	講師	薬膳健康づくり研究会 和田俊子氏 (管理栄養士・国際薬膳師)
最寄り駅	京浜急行線・横浜市営地下鉄「上大岡」駅下車徒歩3分	教材費	1,000円(当日、受付にてお支払いください)
募集人員	先着20名(1事業所2名まで) ※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。	持ち物	エプロン・三角巾・布巾・手拭きタオル・筆記用具
参加資格	令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者およびその被扶養者(中学生以上)	申込期間	令和4年10月24日(月)～11月18日(金)

## 観劇のご案内 松竹 2023年 新春浅草歌舞伎

若手歌舞伎俳優による新春浅草歌舞伎を割引料金にて観劇いただけます。

場所	浅草公会堂 台東区浅草1-38-6 ☎03-3844-7491 東京メトロ銀座線・東武鉄道「浅草」駅下車徒歩5分、都営浅草線「浅草」駅下車徒歩7分	観劇料金	料金	一般料金	割引料金
日程	令和5年1月6日(金)・11日(水)・13日(金)・17日(火)・23日(月) 各日とも昼の部 11:00開演予定	出演予定	1等席	9,500円	6,650円(税込)
募集人員	各日20名 合計100名(1事業所2名まで) ※各日とも先着順とさせていただきます。				
参加資格	令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者およびその被扶養者				
申込方法	①社会保険協会あて電話にてお申し込みください。☎045-662-1192 ②申込用紙をFAXにて送付いたします。 ③観劇料の振込用紙を送付いたしますので期日までにお振り込みください。 ④観劇チケットをお申込代表者様あて送付いたします。 ※座席は業者の指定となりますのでご了承ください。 ※日程変更・払い戻し・営利目的の転売はできません。				
申込期間	令和4年10月24日(月)～11月10日(木) ※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。				



詳細は松竹ウェブサイト「歌舞伎美人」をご参照ください。

●「歌舞伎美人」  
<https://www.kabuki-bito.jp/theaters/other/play/796>

## 東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム サンクスフェスティバルパスポートのご案内

東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシーを1日ご利用いただける「サンクスフェスティバルパスポート」のご案内です。  
下記期間中、特別料金でご利用いただけます。

**対象日** 下記カレンダーの色付きの日

2022年 11月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

**入園料金**

利用者区分	サンクスフェスティバルパスポート (固定価格)
大人(18歳以上)	7,900円
中人(中・高校生) 12歳～17歳	6,600円
小人(幼・小学生) 4歳～11歳	4,700円

**購入資格** 県内の事業所で令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所 **販売期間** 令和4年11月30日(水)まで

**購入方法** ①「東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム」利用者専用サイトにアクセス

(<https://www.tokyodisneyresort.jp/treasure/fantasy/dcp/user/>)

②「サンクスフェスティバル」詳細画面の『パスポートの購入はこちら』のボタンを、すべての注意点に同意のうえクリック

③「東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サイト」の専用トップ画面にリンクするので下記条件を入力

★プランパスワード：fsthx22 ★契約団体番号：1555

※「東京ディズニーリゾート®・オンライン予約・購入サイト」以外での販売はありません(窓口購入することはできません)。

※サイト利用には、ご利用者個人によるユーザー登録が必要となります。

※お支払いはクレジットカード決済のみとなります(コーポレートプログラム利用券をご使用の場合は利用券の見開き中面に記載の「個券番号(数字14ケタ)」と「オンライン用コード(英数字8ケタ)」を入力してください)。

※本パスポートは数量限定販売です。売り切れていない場合に限り、来園日当日まで購入可能です。

※1回のアクセスで5枚まで購入可能です(転売禁止)。

**留意事項**

- ・キャンセル、払い戻しはできません。
- ・「サンクスフェスティバル」対象日の中での入園日、入園パーク、年齢区分の変更が可能です。  
(ただし入園希望日が売り切れていない場合に限りです)
- ・現地での変更対応はできません。

【パスポート購入方法についてのお問い合わせ先】「東京ディズニーリゾート®・オンライン予約・購入サポートデスク」  
TEL：0570-00-1928 / 受付時間10：00～15：00 年中無休

## みかん狩り

入園料を助成します!

みかん狩りの申込期間を11月10日(木)まで延長します。詳細および申込書については、当協会ホームページをご覧ください。まだ申し込みされていない会員事業所のご応募をお待ちしております。

## 「個別年金相談」のご案内

相談無料

神奈川県社会保険協会では、55歳以上の方を対象として、専門家である社会保険労務士を事業所に派遣し、個人の年金加入記録に基づき以下の年金相談をお受けいたします。

**相談内容**

- 老齢年金請求の事前準備と請求方法について
- 年金繰上げ請求について
- 退職後の医療保険について
- 雇用保険の失業給付について
- その他の年金、医療保険関係について

※相談時間は60分程度です。 ※相談日の1カ月前までにお申し込みください。

※令和4年度社会保険協会費を納入いただいている事業所の被保険者が対象となります。

☆個別年金相談のお申込方法などの詳細につきましては、神奈川県社会保険協会にお問い合わせください。☎045-662-1192

## 令和4年度版

## 各種小冊子をご用意しております。

※冊数に限りがありますので、1事業所1冊ずつとさせていただきます。

お早めに!

### 社会保険制度解説小冊子

- 社会保険事務・必携
- 健康保険の早わかり
- わかりやすい健康保険と年金のしおり
- 厚生年金保険の早わかり
- はじめての年金
- 年金マニュアルシート
- FOCUS!年金改正 在職中の年金受給の見直し
- FOCUS!年金改正 繰上げ受給と繰下げ受給
- FOCUS!年金改正 社会保険の適用拡大

### 健康づくり小冊子

- 健診結果のわかる本
- 症状別受診ガイド vol.4
- 健診結果を生かした生活改善のすすめ
- 守ろう! 創ろう! 自分の健康
- はじめましょう こころの健康管理

## 申込方法

- ボウリング教室・大会、健康に良い料理教室、みかん狩り、個別年金相談、各種小冊子、社会保険事務講習会の詳細については、当協会ホームページ(<https://www.kanagawa-syahokyo.jp>)をご覧ください。また、利用ご希望の方は、当協会ホームページより申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえFAX(045-662-8441)にてお申し込みください。
- 松竹新春浅草歌舞伎の詳細、お申し込みは当協会あて電話(045-662-1192)にてお申し込みください。
- 東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム「サンクスフェスティバルパスポート」は、直接専用サイトにアクセスして購入してください。
- 社会保険事務講習会の申込書は、そのままFAXでもできますのでご利用ください。

## お知らせ

### ● 会費納入のお礼

令和4年度社会保険協会費の納入につきましては、皆さまのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。当協会では、令和5年度より、ゆうちょ銀行の他にコンビニエンスストアでも納入できるよう準備を進めているところです。詳細につきましては次号にてお知らせいたします。

### ● 『秋の日帰りバスハイク』開催見合わせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「秋の日帰りバスハイク」につきましては、昨年に引き続き開催を見合わせることにいたしました。

### ● 『横浜銀行アイスアリーナ』入場料助成の中止

『横浜銀行アイスアリーナ』の入場料助成につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため団体契約を見合わせているとのことで、今年度の入場料助成につきましては中止とさせていただきます。

## 社会保険事務講習会のお知らせ

参加費 無料

神奈川県内の新規社会保険適用事業所および新任社会保険事務担当者を対象に、社会保険制度を理解していただくための事務講習会を開催いたします。

地区	日時	会場	最寄り駅	募集人員	申込開始	申込期限
横浜 (保土ヶ谷区)	令和4年11月22日(火) 午後1時30分～午後4時30分	横浜市保土ヶ谷公会堂 1階1号会議室 横浜市保土ヶ谷区星川1-2-1 ☎045-331-0497	相鉄線「星川」駅下車徒歩3分	先着 25名	令和4年 10月24日(月)	令和4年 11月11日(金)
藤沢	令和4年12月7日(水) 午後1時30分～午後4時30分	藤沢市民会館 2階第2会議室 藤沢市鶴沼東8-1 ☎0466-23-2415	JR 東海道線「藤沢」駅南口下車徒歩10分、小田急線・江ノ島電鉄線「藤沢」駅下車徒歩10分	先着 30名		令和4年 11月22日(火)
横浜 (神奈川区)	令和4年12月13日(火) 午後1時30分～午後4時30分	かながわ県民センター 3階301会議室	JR線・相鉄線・東急東横線・みなとみらい線・京浜急行線・横浜市営地下鉄「横浜」駅西口・きた西口下車徒歩5分	先着 30名		令和4年 11月30日(水)
	令和5年1月26日(木) 午後1時30分～午後4時30分	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 ☎045-312-1121				令和5年 1月13日(金)
平塚	令和5年1月19日(木) 午後1時30分～午後4時30分	平塚商工会議所 2階第2会議室 平塚市松風町2-10 ☎0463-22-2510	JR東海道線「平塚」駅南口下車徒歩7分	先着 25名		令和5年 1月10日(火)

※募集人員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

**参加資格** 神奈川県内の社会保険適用事業所の事務担当者(1事業所1名まで)

- 内容** (講師)
- ①勤めていますか?がん検診(神奈川県保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課職員)
  - ②健康保険・厚生年金保険資格取得・被扶養者・標準報酬等の届出と事務手続きについて/老齢厚生年金等について(日本年金機構年金事務所職員または社会保険労務士)
  - ③健康保険の給付等届出と事務手続きについて(全国健康保険協会神奈川支部職員または社会保険労務士)

**その他** テキストは無償配布します。

キリトリ

## 社会保険事務講習会参加申込書

一般財団法人 神奈川県社会保険協会長 あて 令和 年 月 日

\*希望される講習会を○で囲んでください

講習会：横浜保土ヶ谷区(11/22) 藤沢(12/7) 横浜神奈川区(12/13・1/26) 平塚(1/19)

郵便番号 〒 事業所所在地

事業所名

社会保険協会会員の有無 会員(会員番号) ・ 会員ではない ・ わからない

参加者氏名 男・女

参加者の連絡先電話番号または携帯番号 - -

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。

※該当欄に必要事項を記入し○印をお願いいたします。

※事務講習会の参加者は1事業所1名までとさせていただきます。

※事務講習会の参加者には文書による通知はいたしません。募集人員に達した後に申し込みをされた方にはその旨ご連絡いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により中止とする場合はご連絡いたします。

※会員番号は「社会保険かながわ」を送付している封筒の宛名、または協会費の「振替払込請求書兼受領証」に記載されている6ケタの番号です。

※お申し込みはFAX(045-662-8441)にてお願いいたします。

※お車でのお越しはご遠慮ください。

社会保険協会事業等につきましては <https://www.kanagawa-syahokyo.jp> をご覧ください。

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

検索

社会保険かながわ 568号(令和4年10・11月号) 発行:一般財団法人 神奈川県社会保険協会 〒231-0015 横浜市中区尾上町4-57 ☎045-662-1192

記事提供/日本年金機構南関東地域第一部・第二部、全国健康保険協会(協会けんぽ) 神奈川支部